

令和7年度

# 防火安全技術講習

—都民の安全・安心を高めるために—

## 受講案内



お知らせ

講習修了者には、8月に実施されます。

「防火安全セミナー」の動画視聴特典がつきます。

ご希望の方は、電話にてご連絡してください。

東京都知事登録講習機関



公益財団法人 **東京防災救急協会**

火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第63条の2の規定に基づく  
防火安全技術講習を、次のとおり実施します。

（火災予防条例第63条の2）

消防設備業、建築設計業、建築工事業、内装工事業、消防コンサルタント業、設備工事業  
その他これらに類する業に従事する者のうち、次の各号に掲げる業務に従事するものは、法  
人であって知事の登録を受けたもの（以下「登録講習機関」という。）が別に消防総監が定め  
るところにより行う防火安全に係る知識及び技術に関する講習（以下この条において「防火  
安全技術講習」という。）の受講に努めなければならない。

- (1) 防火対象物の避難の管理に係る計画又は当該計画に基づく工事に関する業務
- (2) 火気使用設備等の設置に係る計画又は当該計画に基づく工事に関する業務
- (3) 消防用設備等の設置に係る計画又は当該計画に基づく工事に関する業務

## 1 受講対象者

本講習は、消防設備業、建築設計業、設備設計業、建築工事業、建築リフォーム工事業、機械  
器具工事業、デザイン業、内装工事業、設備工事業、電気工事業、消防コンサルタント業、大規  
模ビル管理部門（防災・営繕等）などに従事する方を対象としています。

なお、受講を希望する方は、上記の業務従事以外の方でも、受講することができます。

## 2 講習実施日及び実施場所

講習日程及び講習会場					
実施 月 日	講習課程		第1回	第2回	第3回
			6月	10月	2月
	新規 課程	防火避難課程	17日（火）	15日（水）	16日（月）
		火気電気課程	18日（水）	16日（木）	17日（火）
消防設備課程		19日（木）	17日（金）	18日（水）	
申請期間		4月15日（火）～ 4月30日（水）	7月8日（火）～ 7月23日（水）	11月18日（火）～ 12月3日（水）	
受講定員		各回とも70名（定員になり次第、締め切ります。）			
講習会場		東京都港区芝5-26-30 専売ビル			

## 3 講習内容・受講方法

「都民の安全・安心」をより一層高めるために、火災安全工学をはじめ、火災避難シミュレ  
ーションや実際の火災・事事故事例を踏まえた講習で、業務に役立つ防火安全に関する幅広い知識、技  
術が習得できます。

防火安全技術講習修了者が防火対象物の建築、修繕、模様替え、用途変更等に係る工事等設計時  
から関与することにより、防火安全性の向上に資することを目的とした講習内容です。講習は、  
新規講習の防火避難課程を1日、火気電気課程を1日、消防設備課程を1日、計3日間で、課程毎  
にテキスト等を使用して実施します。受講方法は、新規講習の全課程、あるいはいずれか1課程  
又は2課程を選択して受講して下さい。

## 4 講習科目及び時間割

	日 程	時 間	講 習 科 目
<b>1 日 目</b>	<b>防火避難課程</b>	8 : 00 ~ 8 : 30	受付
		8 : 30 ~ 8 : 40	オリエンテーション（講習についての説明）
		8 : 40 ~ 10 : 00	防火安全技術講習制度及び防火に関する規定
		10 : 10 ~ 11 : 40	火災安全工学概論及び避難安全に係る火災安全工学の理論に関する知識（理論）
		12 : 40 ~ 14 : 10	避難安全に係る火災安全工学の理論に関する知識（シミュレーション）
		14 : 20 ~ 15 : 20	防火基準
		15 : 30 ~ 16 : 30	防火安全技術講習修了者の実務
		16 : 30 ~ 16 : 50	効果測定
		17 : 00 ~ 17 : 10	修了証交付（防火避難課程のみの受講者）
<b>2 日 目</b>	<b>火気電気課程</b>	8 : 00 ~ 8 : 50	受付
		8 : 50 ~ 9 : 00	オリエンテーション（講習についての説明）
		9 : 00 ~ 11 : 00	火気使用設備等技術基準①②
		11 : 10 ~ 12 : 10	出火防止に係る火災安全工学理論に関する知識（事例）
		13 : 10 ~ 15 : 10	火災安全工学概論及び出火防止に係る火災安全工学理論に関する知識（理論）
		15 : 20 ~ 16 : 30	防火安全技術講習修了者の実務
		16 : 30 ~ 16 : 50	効果測定
		17 : 00 ~ 17 : 10	修了証交付（火気電気課程が最終受講日の該当者）
<b>3 日 目</b>	<b>消防設備課程</b>	8 : 00 ~ 8 : 50	受付
		8 : 30 ~ 8 : 50	オリエンテーション（講習についての説明）
		8 : 50 ~ 11 : 00	消防用設備等技術基準①②
		11 : 10 ~ 12 : 10	防火安全性能に係る火災安全工学理論に関する知識（事例）
		13 : 10 ~ 14 : 10	火災安全工学概論及び防火安全性能に係る火災安全工学理論に関する知識（警報設備）
		14 : 10 ~ 15 : 10	火災安全工学概論及び防火安全性能に係る火災安全工学理論に関する知識（消火設備）
		15 : 20 ~ 16 : 30	防火安全技術講習修了者の実務
		16 : 30 ~ 16 : 50	効果測定
		17 : 00 ~ 17 : 10	修了証交付（第一種講習修了者・第二種講習修了者）

## 5 受講申請

受講申請は、原則電子申請となります。

① 電子申請は、東京防災救急協会のホームページからの申込となります。

電子申請は、指定の申込期間のみとなります。

(申請期間は前記2の講習実施日及び実施場所を参照してください。)

② 郵送にて申請する方は、予約が必要となります。

東京防災救急協会 防火安全講習担当へご連絡ください。

公益財団法人 東京防災救急協会 講習事業部 講習第二課

電話 03(3556)3702

月曜日～金曜日 午前9時00分～午後4時30分まで

### 受講手数料(教材費・消費税を含む。)

	講習課程	受講手数料	合計
新規講習	防火避難課程 (第1日目)	13,000 円	39,000 円
	火気電気課程 (第2日目)	13,000 円	
	消防設備課程 (第3日目)	13,000 円	

## 6 受講手数料の振込方法

① 電子受講申請は、クレジットカードでの振込となります。

② 郵送で申請される方は、ATM ネット銀行等から、講習日のおおむね二週間前までに別途送付された受講手数料振込口座へ振込をお願いします。振込用紙の送付はありません

③ 既納の手数料は、理由の如何を問わず返金いたしません。

## 防火安全技術講習修了者への修了証交付

### 防火安全技術講習修了者(第一種) (防火安全技術者)

講習  
課程

① 防火避難課程

+

② 火気電気課程

+

③ 消防設備課程

① から③全ての課程を修了した人

### 防火安全技術講習修了者(第二種)

講習  
課程

① 防火避難課程

② 火気電気課程

③ 消防設備課程

① から③いずれか1課程又は  
2課程を修了した人

## 修了者の業務

- ① 各種届出内容の調査
- ② 防火安全に関する調査
- ③ 史要望検査への立会い
- ④ 優良防火対象物認定基準適合状況調査
- ⑤ 防火基準適合状況確認票による事前調査

- ① 各新規講習に対応した各種届出内容の調査業務が行えます。
- ② 優良防火対象物認定基準適合状況調査  
(防火避難課程及び火気電気課程)

## 個人情報の取扱いについて

公益財団法人東京防災救急協会（以下「当協会」という。）は、防火安全技術講習の実施と修了証作成業務を行っております。

当協会は、東京都知事登録講習機関として、個人情報を取り扱っておりますので、個人情報の重要性を十分認識し、その保護の徹底を図るとともに、個人情報の保護に関する法令及びその他の関連する規範を遵守し、収集した個人情報は、正確、かつ、安全に取扱います。

[当協会の個人情報の内容と利用目的]

#### 1 個人情報の内容

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先名、勤務先所在地、顔写真、修了証番号等です。

#### 2 利用目的

利用は、本人確認、本人への通知及び連絡、修了証作成、修了証交付状況に係る事項等の当協会の業務範囲内で行います。

## 資格取得後の留意事項

### ◆ 再交付、書換及び住所等の異動手続き

免状交付後、次の事項に該当する場合は、すみやかに手続きをして下さい。

#### 1 再交付

免状を亡失、滅失、破損又は汚損した場合は、免状の再交付申請が必要です。

○ 手数料 **1,840円**（消費税込み）（振込手数料は申請者負担）

○ 申請書等は、当協会に請求して下さい。

#### 2 書換

○ 手数料 **920円**（消費税込み）（振込手数料は申請者負担）

○ 申請書等は、当協会に請求して下さい。

#### 3 住所等の異動

住所又は勤務先に変更があった場合は、当協会へご連絡（電話）下さい。

### ◆ 5年毎の再講習

防火安全技術講習修了者には、再講習が義務づけられています。

1 新規講習のいずれかの課程を最初に修了した日又は再講習を受講した日以後における最初の4月1日から5年以内（再講習受講期限の延長が認められた場合にあっては「再講習受講期限延長承認書」の延長期限の日まで）毎に再講習を受講しなければなりません。

2 再講習を受講しなかった場合には、火災予防施行規程第13条第1項第3号ハの規定により資格が失効します。

3 次に掲げる事情により、再講習受講期限の延長を必要とする方は、修了証の有効期限内に再講習受講期限の延長申請が必要です。審査の結果により受講期間の延長が原則として1年間延長されます。申請書は、当協会のホームページからダウンロードできます。

（URL：<http://www.tokyo-bousai.or.jp/>）

(1) 海外旅行をしていること。

(2) 災害による被害を受けていること。

(3) 病気にかかり、又は負傷していること。

(4) 法令等の規定により身体を拘束されていること。

(5) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。

(6) その他、当協会がやむを得ないと認める事情があること。

**東京都知事登録講習機関**  
**公益財団法人 東京防災救急協会**

<http://www.tokyo-bousai.or.jp/>

